内閣衆質一六六第四二四号

平成十九年七月六日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

衆議院議長 河 野 洋 平殿

衆議院議員江田憲司君提出「宙に浮いた年金記録」と社会保険オンラインシステムに関する質問に対し、

別紙答弁書を送付する。

衆議院議員江田憲司君提出「宙に浮いた年金記録」と社会保険オンラインシステムに関する質問に対

する答弁書

一の①について

社会保険オンラインシステム(厚生年金保険及び国民年金等の適用、 保険料の徴収、 給付並びに年金相

談等に使用するコンピュータシステムをいう。以下同じ。) については、 現在、 被保険者や受給権者等の

記録照会や更新情報の入力等(以下「オンライン処理」という。)と、オンライン処理以外で使用する他

のデータベースへの当該更新情報の記録とが同時に実施できないシステムとなっており、オンライン処理

の稼働時間終了後に一日ごとに社会保険オンラインシステムを停止して、 当該更新情報の記録を行ってい

るところである。

このため、 現行の社会保険オンラインシステムの二十四時間稼動可能なシステムへの移行には、システ

ムの全面的な見直しが必要となるものと考えている。

一の②について

社会保険庁においては、平成十八年三月に策定された社会保険業務の業務・システム最適化計画 (以 下

\_

いう。)を構築することとしており、平成十九年三月に基本設計書の作成を行ったところである。 の統合等を内容とする新たな記録管理システム及び基礎年金番号管理システム(以下「刷新システム」と ム及び基礎年金番号管理システムのオープン化、 「最適化計画」という。)に基づき、平成十八年度から平成二十二年度までの五年間に、 ハードウェア資源の集約及び有効活用、データセンター 記録管理システ

## 一の③について

等により、 である。 社会保険オンラインシステムの運用経費については、最適化計画において、刷新システムのオープン化 平成十七年度予算と比較して、平成二十三年度に年間約三百億円の削減を見込んでいるところ

## の④について

番号に統合されていない年金手帳記号番号の記録の名寄せについては、平成十九年七月五日に年金業務刷 予定であるが、この刷新システムと御指摘の「確認」及び「突合作業」とは、関係はない。なお、 金又は厚生年金保険の受給権者又は被保険者に係る記録及び基礎年金番号が付されていない又は基礎年金 の②についてで述べたとおり最適化計画に基づき構築する刷新システムは平成二十二年度に完成する 国民年

管理体制 新に関する政府・与党連絡協議会において取りまとめた「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録 の確立について」に基づき、平成二十年三月までを目途に行うこととしている。

一の⑤について

の②についてで述べたとおり、社会保険オンラインシステムのうち、 記録管理システム及び基礎年金

番号管理システムについては、最適化計画に基づき、刷新システムを構築することとしているところであ

る。

また、 年金給付システムについては、 最適化計画に基づき、 「最適化の第二段階としてオープン化す

る」こととしているところである。

一について

社会保険オンラインシステムは、被災等の際に代替可能なシステムを有していないが、 被災等による被

保険者や受給権者等の記録の滅失を防ぐため、オンライン処理の稼働時間終了後にバックアップデータを

作成し、 遠隔地に保管している。このため、御指摘のような保有するデータが全部消失する危険性はない

と認識している。

三について

お尋ねについては、 社会保険オンラインシステムの日々の運用管理については社会保険庁社会保険業務

センター総務部が行い、社会保険オンラインシステムの総合的な企画については社会保険庁運営部企画課

が行っているところである。

また、 刷新システムの構築に当たり、 刷新システムの検討を行うプロジェクトチームを設けているとこ

ろである。

なお、 社会保険オンラインシステム及び刷新システムのシステムの設計等に当たっては、 日本アイ・ビ

・エム株式会社が社会保険庁に対する技術的な支援及び工程管理業務を行っている。

四について

社会保険庁においては、 「システムエンジニア」として採用した者はいない。

なお、平成十八年度において、第一種情報処理技術者の資格などを有する者を四人採用したほか、シス

テムの開発に携わる職員の能力向上に資するため、スキル育成事業を実施しているところである。

五について

トウェア及びハードウェアの一般競争入札による調達の実施、汎用パッケージソフトウェアの活用等を図 までの五年間に刷新システムを構築することとしているところであるが、 の②についてで述べたとおり、平成十八年三月に最適化計画を策定し、平成十八年度から平成二十二年度 社会保険オンラインシステムについては、 いわゆるレガシーシステムであるとの指摘もあったため、一 刷新システムについては、

行うとともに、平成十九年度においては、 専門知識を持つ者の知見を得つつ、その必要性及び妥当性についての検証やコスト全般についての精査を また、現行の社会保険オンラインシステムのソフトウェア及びハードウェアの調達に関しては、 契約の透明性確保の観点から記録管理システム等の契約の見直 民間の ることとしている。

しを行ったところである。